別紙１

医療保護入院等のための移送に係る診察対象者の判断基準

　医療保護入院等のための移送に係る指定医の診察対象者は、次の１～３の全てに該当する状態又は状況にある者とする。

　１　精神障害の存在が強く疑われること。

　２　保健所又は医療機関等による地域精神保健福祉活動で努力したが有効な解決が得られず、かつ、次の（１）又は（２）に掲げる状態にあると判断されること。

　　（１）栄養、睡眠、清潔の保持、寒冷・暑熱の防御、火気の管理等の基本的

　　　　な生活の維持にも困難が生じている。

　　（２）社会生活上で必要な状況認知や判断に著しい障害があり、周囲の状況に対し適切な行動がとれない状態、即ち興奮や過活動、持続する重度の社会的引きこもり等が反復持続又は増悪している。

　３　上記１及び２の状況のため、医師の診察が直ちに必要であるにもかかわら

　　ず、本人の強い拒否があり、家族や主治医等が説得の努力を尽くしても本人

の理解が得られず、受診することに同意しないこと。

　ただし、次の場合を除く。

　（１）措置入院又は緊急措置入院のための診察が必要と判断されたとき。

　（２）対象者の健康状態が極めて悪化していることが確認されたとき。

　（３）医師の往診や家族等による医療機関への搬送など、他に医療受診の手段

があるとき。